

報 告 書
及 び
提 案 書

平成 26 年 10 月 10 日

政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は、「検委事第13号」について本委員会の報告書及び提案書を別紙のとおりとする。

平成26年10月10日

政府調達苦情検討委員会委員長代理

小 泉 淑 子

(別紙)

検委事第13号

報 告 書

苦情申立人 匿名

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

関係調達機関 株式会社かんぽ生命保険

代表者代表執行役社長	石	井	雅	実
代理人 弁護士	小	田	大	輔
	小	島	冬	樹
代理人	大	谷		誠
	上	坂	千	之
	戒	能	健	史
	坂	東	直	朗
	廣	田	治	守 則
	堀		高	雄
	小	酒		穰

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「モバイル決済端末機24,129台(予定)の導入及び保守の委託」の調達(以下「本件調達」という。)について、主位的申立てとして、苦情申立人を契約締結者として、予備的申立てとして、新たに調達手続を行うとの是正策を関係調達機関に提案されるよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て(以下「本件申立て」という。)の却下、排斥を求める。

第2 事案の概要

- 1 平成25年12月4日、関係調達機関は、本件調達の仕様書案の意見招請に関する公示を行った。
- 2 平成26年4月23日、関係調達機関は、本件調達の入札公告を行い、同年5月12日に入札説明会を開催した。
- 3 平成26年6月13日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、本件調達の提案書等を提出した。
- 4 平成26年6月24日、関係調達機関は、苦情申立人の提案書を不合格とする本件調達に係る提案書の評価結果を苦情申立人に通知した。
- 5 平成26年7月1日、落札者は関係調達機関に抗議書面を送付した。
- 6 平成26年7月3日、関係調達機関は入札・開札を行い、同日、落札者と契約を締結した。
- 7 平成26年7月17日、苦情申立人は、政府調達苦情検討委員会

- (以下「委員会」という。) に対して、本件申立てを行った。
- 8 平成26年7月22日、関係調達機関は、落札者の官報による公示を行った。
 - 9 平成26年7月29日、委員会は、関係調達機関に対して、契約執行の停止要請を行った。

第3 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、大別すると、

- 1 苦情申立ての時期について
- 2 仕様書における業務要求に対する機能要求の各項目は、「必要最低限」のものではなく、「不必要な障害をもたら」し、又は「障壁」を設けるものであるから、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「改正協定」という。）第10条第1項及び「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）別紙5の「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」（以下、「措置」という。）第Ⅲ章6. 2及び同章6. 3に違反するかという点について
- 3 入札説明書に存在しない要件を不合格理由等としていること及び入札説明書の「I 入札及び契約に関する事項」の「10 落札者の決定」の「総合評価の方法」において、記述の瑕疵があるにもかかわらず、入札説明書の変更の手続が採られていないことは、改正協定第10条第7項及び同条第11項並びに措置第Ⅲ章8. 2及び8. 4に違反するかという点について
- 4 入札説明書適合性の判断を誤っており、改正協定第15条第4項に違反するかという点について
- 5 関係調達機関の「平成26年度政府調達予定案件報告書」に本件調達が掲載されていないことは、改正協定第7条第4項に違

反するかという点について

6 専門性が高い本件政府調達において技術審査委員会に関係調達機関外部のものが加わっていないことは、改正協定第4条第4項に違反するかという点について

7 本件調達は落札者の製品を念頭においての調達であり、改正協定第4条第4項及び第10条第5項に違反するのではないかという点について

であり、これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、以下のとおりである。

1 苦情申立ての時期について

(1) 苦情申立人の主張 I

ア 苦情の原因となった事実を知った日は平成26年7月8日である。関係調達機関総務部長の甲より「不合格」の結果が変わらない旨を伝えられた以上、この時点が関係調達機関担当部の最終判断であると認識した。

イ 総務部長甲より「提案書の担当部門と引き合わせる」とされて以降連絡がない状況であり、苦情申立人と関係調達機関の間の協議（「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）（以下「処理手続」という。）2.（2））は終了しておらず、苦情申立期間の進行は停止していると考えている。

(2) 関係調達機関の主張

ア 苦情申立人が主張する、本件政府調達におけるいずれの違法事由においても、「苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日」に遅れて苦情申立てが行

われた。

イ 苦情申立人は苦情申立期間の起算日が平成26年7月8日であると主張するが、苦情申立期間の起算日は、「技術仕様についての違法」については平成26年6月13日、「入札説明書についての違法」の疎通確認テストの時期を8月にしたことについては平成26年6月17日、工程に対するフィージビリティ及びスケジュール感の読解ができないことを不合格理由としたことについては平成26年6月26日、「総合評価の方法」の点数計算の記述の瑕疵については平成26年6月初旬、「入札説明書適合性判断違反についての違法」については平成26年6月26日、「調達予定への登載違反の違法」については遅くとも平成26年6月13日、「調達における透明性・公平性確保要請違反の違法」については遅くとも平成26年6月13日、である。

ウ 平成26年6月27日から同月30日までの間、苦情申立人と関係調達機関の間には何のやり取りもなかった。平成26年7月1日には、苦情申立人から関係調達機関に対して、不合格の結果が不当である旨の抗議書面が交付されたが、一方的に抗議を申し入れ、不合格の理由説明を求めるものであって、具体的に政府調達協定等の違反を理由とする「協議」の申し出（処理手続2.（2）及び2.（3））がなされたものではない。平成26年7月2日の抗議に対する回答及び同月8日の面談も、不合格の理由説明として行われたものであり、「協議」の場ではなかった。その後も、苦情申立人から関係調達機関に対して政府調達協定等の違反を理由とする「協議」の申し出がなされたことはなく、現に「協議」が行われたことはない。

エ 以上により、本件申立てまでの間に処理手続2.(2)にいう「協議」が行われた事実はなく、本件申立てに係る苦情申立期間は既に満了している。

(3) 苦情申立人の主張Ⅱ

ア 「技術仕様についての違法」, 「入札説明書についての違法」, 「入札説明書適合性判断違反についての違法」, 「調達予定への掲載違反の違法」, 「調達における透明性・公平性確保要請違反の違法」について、それぞれの苦情の原因を知り又は知り得た日に関して、「苦情の原因を知り又は知り得た日」が「正式に関係調達機関から入札参加資格の喪失の通知を受けた日」であるとすると、平成26年7月8日である。

イ しかし、苦情申立人に正式な不合格理由が伝えられた日である平成26年7月31日こそが、「問題が顕在化」した時点であり「苦情の原因を知り又は知り得た日」と評価されるべきである。

2 仕様書における業務要求に対する機能要求の各項目は、「必要最低限」のものではなく、「不必要な障害をもたら」し、又は「障壁」を設けるものであるから、改正協定第10条第1項並びに措置第Ⅲ章6.2及び同章6.3に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 仕様書の業務要求に対する機能要求において、(i) モバイル決済端末機のメモリにつき、「フラッシュメモリ16MByte以上, DRAM16MByte以上」, (ii) モバイル決済端末機の外形寸法につき、「約80mm×約120mm×約35mm以下であ

ること、ただし突起部は除く」との寸法、(iii) 磁気カードリーダーの規格につき、「磁気クレジットカードの読み取りについては、JIS I 及びJIS II の規格を満たす国内クレジットカードの両面を一度に読み取り可能であること」、(iv) 「質量」につき、「約240 g (メイン電池含む) 以下であること」、(v) 「キー数」につき、「プッシュキー16キー以上を有すること」及び「ファンクションキー」につき、各種業務を選択するキーを3キー以上有すること」、(vi) 「Bluetooth」につき、「V2.1+EDR, クラス2であること」、(vii) 「表示方法」につき、「モノクロSTN液晶、半透過型の液晶ディスプレイを有すること」を、それぞれ要求している。

イ しかしながら、それぞれは以下のとおり改正協定等に違反する。

- ① (i) について、モバイル決済端末機のメモリは必ずしも16MByteという大きいメモリは必須とはいえないこと、(ii) について、モバイル決済端末機の外形寸法は、業務要求とは明らかに無関係であること、(iv) について、相当程度具体的な質量を要求する以上は、必要となる機能要求に関する合理的な説明がなされるべきであるが、説明がないこと、(v) について、具体的なキー数を指定する以上は、必要となる機能要求に関する合理的な説明がなされるべきであるが、説明がないこと、(vi) について、「Bluetooth」の最新バージョンは、V4.1で、最も普及しているバージョンは、V4.0であるが、要求定義書は性能上の利点がないにもかかわらず、V2.1を要求しており、これは、接続するタブレット端末に

BluetoothV2.1しか用いることが出来ないPT3を想定しているからと考えられるが、このようなPT3の仕様に関する事情は入札説明書、仕様書には一切説明がないこと、(vii)について、同等の効果を確保できるディスプレイには、液晶ディスプレイの中でもTFT液晶や、液晶を用いない有機ELパネルも存在する。A社による説明では、STN液晶は、TFT液晶に機能面で劣っているとされており、本件調達の趣旨からしてSTN液晶に限定する理由は乏しく、その理由も明らかでないことから、改正協定第10条第1項並びに措置第Ⅲ章6.2及び6.3に違反する。

② (iii) について、磁気カードリーダーの読み取りが片面のみでも問題なく運用されることから、改正協定第10条第1項に違反し、さらに、磁気カードリーダーを両面に装着している決済装置は海外メーカーでは希少であり、ISO規格から外れている我が国の工業規格である「JIS I 及びJIS II の規格」への適合性を過度に重視することとすれば、改正協定第10条第2項(b)号及び措置第Ⅲ章6.3前段にも違反する。

③ (v) について、関係調達機関の機能要求は、関係調達機関が「キー配列」につき参照している国際規格「IS09564-1:2011AnnexB」には見られないうえに、準拠することを求めている国内規格「端末共通デビットカード端末使用ガイドライン」とも関係がないことから、改正協定第10条第2項(b)に違反する。

(2) 関係調達機関の主張

ア そもそも、措置第Ⅲ章6. 2は、関係調達機関が要求する性能基準がどのような内容であるかを特定するために必要な記載に留めることを定めており、性能基準そのものが「必要最低限」のレベルでなければならないと定めるものではなく、関係調達機関は、事業の効率化等の目的のために一定以上の性能を有する物品を調達する必要性と利益を有している。

イ (i) については、現行製品のメモリが、フラッシュメモリ・DRAM各16MByteであり、新たに調達するモバイル決済端末機においても現行製品と基本的に同じ機能を果たすことが必須であるため、「不必要」な仕様ではない。中立性審査における第三者からは、過大であるとの意見はなく、むしろ、「十分な性能を確保できるかは不明」として、容量が小さすぎる可能性が示唆されている。加えて、モバイル決済端末機に「16MByte以上」のメモリを搭載することは技術的に容易である。

(ii) については、現行機種について関係調達機関の現場の職員による、事業の効率化等のためのコンパクト化というニーズに基づくものである。また、本件の調達物品については、現行製品に付属しているプリンター機能、バーコードリーダー機能及び決済データの通信機能を不要とすることとなった。このため、調達物品については、現行製品よりも小型化することが十分可能である。技術的に困難でもない。

(iii) については、仕様書において「JIS I 及びJIS II の規格を満たす国内クレジットカードの両面を一度に読み取り可能であること」を要求することは、日本国内におけ

る現実のニーズに基づくものである。日本国内においては、磁気カードについてJIS I 及びJIS II という 2 つの規格が存在しており、現に両方のカードが広く用いられている。このため、JIS I 型のみならずJIS II 型の磁気カードに対応可能であることは必須である。そのような仕様は技術的に困難を求めるものでもない。また、苦情申立人が指摘する「規格」は磁気カードに関するものであって、それを読み取るモバイル決済端末についての規格ではないため、当該仕様は、改正協定第10条第2項 (b) の「国際規格」とは無関係である。なお、同条同項は、国際規格が存在する時は常にこれに基づいて技術仕様を定めるべきことを求めるものではなく、あくまでも「適当な場合」に、国際規格に基づいて技術仕様を定めることとしているに過ぎない。むしろ、口座振替受付サービス端末の国内規格である「マルチペイメントネットワーク 口座振替受付サービス（収納機関受付方式）端末ガイドライン」の一部である「端末共通 口座振替受付サービス端末ガイドライン」においては、JIS II 型への対応が必須とされている。

(iv) については、事業の効率化等のための軽量化という現実のニーズに基づくものであり、調達物品については現行製品に付属しているプリンター機能、バーコードリーダー機能及び決済データの通信機能を不要とするため、現行製品よりも軽量化することは十分可能である。技術的に困難な仕様でもない。

(v) については、ファンクションキー 3 キーを、使用環境に応じた画面の明るさ設定、訓練（テスト）モードへの切り替え及びカードリーダー読込不能時の手入力への切り

替え、モバイル決済端末機をPT 3 と連動させるためのBluetooth接続、という各機能に割り当てることを予定しており、上記機能はモバイル決済端末機を用いて行う業務に必要な不可欠な操作である。加えて、ファンクションキー 3 キー以上という使用は、技術的に困難な仕様ではない。また、国際規格ISO9564-1:2011AnnexBは暗証番号の入力に必要なキーについてのガイドラインであって、ファンクションキー等については、そもそもISO規格の対象になっていないから、ISO規格への準拠が否定されることにはならない。

(vi) については、Windows 7 搭載のタブレット端末をモバイル決済端末機と接続することを予定しているため、Windows 7 が対応可能な「V2. 1」と指定する必要があった。モバイル決済端末機にBluetoothV2.1を備えることは、技術的に困難でもない。

(vii) については、モバイル決済端末機は屋外の直射日光下で使用する場合もあり、そのような使用環境においては、モノクロ液晶の方が視認性が高い。コストを低く抑えられるというメリットもある。また、技術的に何ら困難を伴うものではない。

ウ 仕様書を作成するにあたり、まず仕様書案に対する意見招請を実施して、広く供給者からの意見を求めた。これにより得られた供給者側からの意見を踏まえて、要求仕様の変更を検討・実施した。さらに、第三者による中立性審査を受け、最終的に、かかる中立性審査の結果をも織り込んで仕様書を作成した。

3 入札説明書に存在しない要件を不合格理由等としていること及び入札説明書の「I 入札及び契約に関する事項」の「10 落札者の決定」の「総合評価の方法」において、記述の瑕疵があるにもかかわらず、入札説明書の変更の手続が採られていないことは、改正協定第10条第7項及び同条第11項並びに措置第Ⅲ章8. 2及び8. 4に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

- ア 苦情申立人より関係調達機関に対して提出した提案書等に対し、関係調達機関の乙から仕様書に「納入前に実施しておくこと」と記載されている疎通確認テストの実施時期について「8月にあるが、製品は間に合うか。」との質問があったとされる。乙のこの発言は、仕様書に記載の無い要件を追加するものであるが、入札説明書の変更の手続はとられていない。
- イ 苦情申立人の提案書の不合格理由について、平成26年6月27日頃に電話にて不合格理由を確認したところ、工程に対するフィージビリティ及びスケジュール感が読解できないとの説明があったが、工程表に関しては入札説明書において、「納入までの全体スケジュールを作成し、主管担当と打ち合わせすること」と記載され、仕様書の要件にはなっていないにもかかわらず、関係調達機関は、書面による変更内容の送付といった改正協定に基づく、入札説明書の訂正/変更の手続をとっていなかった。
- ウ 入札説明書の「総合評価の方法」において、第2項は「入札金額の得点は、入札金額を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札金額に対する得点配分を乗

じて3で除した値とする。」とされているが、「計算式」には「3で除した値とする」に対応する記述はない。これに関し、平成26年6月初旬に苦情申立人執行役員の丙が電話にて関係調達機関に確認したところ、入札説明書の「総合評価の方法」の点数計算の記述について、「入札金額の得点は、入札金額を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札金額に対する得点配分を乗じて3で除した値とする。」の「3で除した値」は間違いであるとの回答があったが、入札説明書の訂正の手続きはとられていない。総合評価方式において、技術点と価格点の配分が3対1であるのか、1対1であるのかは大きな違いがあり、「記述は間違い」との個別の架電に対する回答で治癒される瑕疵ではない。また、問い合わせた苦情申立人及び入札説明会の参加者に誤りが伝えられたとしても、何ら、瑕疵が治癒されるものではなく、例えば、平成26年8月6日付の官報における九州財務局の「入札公告の訂正」をみると、「2 訂正内容 5 (8) 中、「TEL096-353-635101」を「TEL096-353-6351」に訂正します。」という訂正が行われている。このような形式的な誤記ですら、訂正公告を行うのが、政府調達における入札公告書の完全性の確保に対する正しい態度である。

(2) 関係調達機関の主張

ア 関係調達機関は、疎通確認テストを平成26年8月に実施することを入札の要件としたことはなく、そのような理由で苦情申立人を不合格としたこともない。関係調達機関が

平成26年6月17日の電話で苦情申立人に尋ねた内容は、「疎通確認テストを平成26年8月に実施する予定であるが、どのように対応されるか」ということであり、これは仮に苦情申立人が落札した場合におけるスケジュールを事前に確認しておく趣旨で尋ねたものであり、実施時期もあくまでも「予定」として伝えた。

イ 入札説明書には、「提出された提案書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象とする。」と明記されており、仕様書で納入期限も定められている。したがって、入札説明書上、単にスケジュールを作成するだけでなく、そのスケジュールに従って納入期限までに仕様書の要求要件を満たす製品を納入できることが入札要件になっていることは明らかであり、措置第Ⅲ章2.4(2)には「機関は、入札手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保するために不可欠なものに限定する」と定められている。

ウ 仮に、供給者において、入札説明書の「総合評価の方法」の第2項の記載と「計算式」の相違について疑問が生じたとしても、関係調達機関に確認しさえすれば、容易にその疑問を解消することが可能であるし、苦情申立人も平成26年6月初旬に関係調達機関に問い合わせ、疑問を解消している。さらに、関係調達機関は、入札説明会の参加者(4社)に対してもこの点の説明を行っており、苦情申立人の指摘する誤記によって入札手続に問題が生じた事実もない。したがって、苦情申立人の指摘する程度の誤記は、入札説明書の「完全」性(改正協定第10条第7項)を何ら損なうも

のではなく、その修正等の手続（同条第11項）をとらなかつたからといって違法とされるものでもない。なお、苦情申立人から指摘を受けた平成26年6月初旬の段階で、自社ホームページに掲載していた入札説明書を、速やかに修正後のものに差し替えた。この点、改正協定第10条第11項（a）後段は、入札説明書の修正の手続について、「当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること」と定めており、本件の場合には「自社ホームページに修正後の入札説明書を掲載すること」であると解することが可能である。このように解した場合には、苦情申立人が指摘する入札説明書の誤記は、改正協定同条第11項にのっとって修正されたこととなる。

入札説明書（抄）

10 落札者の決定

「総合評価の方法」

- 1 総合評価の得点は、入札者の入札金額の得点に、当該入札者の性能等の各評価項目の得点の合計を加えた数値とする。
- 2 入札金額の得点は、入札金額を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札金額に対する得点配分を乗じて3で除した値とする。
- 3 入札金額の配点は、性能等の配点の合計と等しい値とする。

《計算式》

入札金額の得点＝性能等の配点の合計×（1－入札金

額÷予定価格)

総合評価の得点＝性能等の評価得点＋入札金額の得点

4 入札説明書適合性の判断を誤っており,改正協定第15条第4項に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張 I

ア 本件政府調達において関係調達機関が行った,苦情申立人が「仕様書に定めるすべての要件を満足する具体的な提案」をしていない,つまり,「公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合」していない,との認定は明らかに誤っている。関係調達機関が不合格理由として挙げた①「工程に対するフィービリティ及びスケジュール感が読解できない」,②「性能の検証に対する項目,具体的な内容が見受けられない」は,いずれも理由のないものであり,必須要件違反での認定は明らかに誤っている。

イ さらに,苦情申立人は,モバイル決済端末機について既に24,000台の納入実績を有し,スケールメリットを生かして相対的に安価な入札も可能なものであって,苦情申立人は落札の対象とされるべきである。

(2) 関係調達機関の主張 I

ア 苦情申立人の提案書を不合格にした理由は,以下の3点である。

① 提案書において,現行製品をカスタマイズすることが必要とされている項目に関して,スケジュールに従って納入期限までにカスタマイズ実施後の製品を納入できることが確認できなかったこと

② 上記カスタマイズ実施後の製品について、仕様書において要求される性能等をいかにして検証するかが確認できず、納入期限までに仕様書の要求要件を満たす製品を納入できることが確認できなかったこと

③ それぞれ別の業者に委託することとされているコールセンターと保守センターについて、両業者間の連携等の体制が不明確であり、仕様書で要求している保守の履行可能性を確認できなかったこと

イ 入札説明書には「提出された提案書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする」と明記されており、これらの不合格理由は、いずれも、入札説明書において定められた入札要件に基づくものである。

ウ 不合格理由①及び②に関して、提案書にあるとおり、多くの項目について現行製品からのカスタマイズが必要とされているが、単にカスタマイズする旨及び全体の大まかなスケジュールが記載されているのみで、カスタマイズが納入期限までに実現可能であることの裏付けとなる具体的な作業工程等が記載されていない。また、カスタマイズした製品について、その性能等が要求要件を満たすことをどのようにして検証するかについても具体的な記載がない。性能等が要求要件を満たさなかった場合、追加の対応を行うことが必要となることから、それらの期間を考慮するべきである。この点について何ら裏付けとなる具体的な作業工程等が示されていない以上、提案書の記載から納入期限までに要求要件を満たす製品を納入可能であると認めることはできない。代表的なものを例に挙げると（１）

動作の環境条件における温度及び湿度（２）PCI PTS, EMV 認証取得, 国際ブランド認定等の各種認定・認証など（３）初期設定等のいわゆるキッティング作業（４）疎通確認テスト（５）機器構成や操作方法等の記載された資料の作成・提供やネームプレート貼付等である。

エ 不合格理由③について、仕様書において、全国各地で利用される調達物品が保守期間にわたって安定稼働するよう、故障修理等の連絡窓口を設け、故障修理の依頼を受けた場合には当日中に故障修理の要否を判断し、故障修理を要するものについてこれを実施すること等を要求している。苦情申立人は、コールセンター業務と保守センター業務をそれぞれ別の業者に委託する予定とのことであり、この場合、コールセンター業者と保守センター業者との間で十分な連携体制がとられることが必要不可欠となる。しかし提案書では、コールセンター業務と保守センター業務をそれぞれ具体的にどの業者に委託するのかも明らかではなく（入札説明書４頁記載の再委託承認申請書の提出もされていなかった。）、両業務における人員体制も記載されていない等、両業者間の連携体制を裏付ける記載がない。上記のような判断により、苦情申立人を不合格とした。かかる判断は正当である。

（３）苦情申立人の主張Ⅱ

ア 不合格理由①及び②について、関係調達機関において疑問の点があれば、これを解消するための準備は、苦情申立人において整っていた。問題点を指摘されれば、スケジュール表の部分的な詳細化もできたのである。関係調達機関

は苦情申立人に何らの問い合せも行わず、一方的に認定して不合格としている。要するに、本件調達では、苦情申立人のように、現行製品を改良して対応しようとする者が落札することを想定していなかったと考えるのが、合理的である。

イ 不合格理由③については、苦情申立人の担当者より、コールセンターの委託先がB社、保守点検センターの委託先がC社である旨を関係調達機関に架電にて伝達したところ、了解である旨のみ回答があり、体制図や第三者委託の図についてはこれを求められず、関係調達機関からは「(委託先の)申請が必要であれば後で連絡します」とされたにもかかわらず、何らの連絡もなかった。当然、苦情申立人としては、「両業者における人員体制」や「両業者間の連携体制」については、必要に応じ、回答することが可能であった。

(4) 関係調達機関の主張Ⅱ

ア 不合格理由③について、関係調達機関担当者が「再委託承認申請書の提出を求めることとなった場合には、改めて連絡する」旨を伝えた趣旨は、次の通りである。

イ 再委託承認申請書は、本来であれば期限（平成26年6月13日）までに提出されるべきものであるが、供給者が提出した提案書等の各書類を全体として評価した場合に、再委託承認申請書が提出されていないことが軽微な瑕疵に留まると判断されるような場合には、再委託承認申請書の追完を認める場合もありうる。

ウ 実際には、苦情申立人の提案書においては、コールセン

ター業務と保守センター業務の委託先が記載されていないのみならず, それぞれを別の業者に委託することを前提とした人員体制, 連携体制等も記載されていない等, 軽微な瑕疵に留まらないと判断されたことから, 関係調達機関が苦情申立人に対して再委託承認申請書の追完を求めることはなかった。

5 関係調達機関の「平成26年度政府調達予定案件報告書」に本件調達が掲載されていないことは, 改正協定第7条第4項に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 関係調達機関は, 平成26年5月12日に「平成26年度政府調達予定案件報告書」を公表しており, 平成26年4月の案件も散見される。

イ 平成26年4月23日に本件調達は公表されているのに, 報告書に本件調達が掲載されていないことは, 改正協定第7条第4項及び措置第Ⅲ章1に違反する。

ウ 本件調達の存在をなるべく知らしめたくないという関係調達機関の意思が読み取れる。

(2) 関係調達機関の主張

ア 措置第Ⅲ章1の但書において, 「本項の公示以前に入札公告又は下記5. の意見招請を行っている場合は, 本項の情報提供の手続は省略できる。」と規定している。

イ 関係調達機関は, 「平成26年度政府調達予定案件報告書」の公示よりも前の平成25年12月4日に意見招請に関する公示を行い, さらに平成26年4月23日には入札公告を行っ

ている。

ウ したがって、関係調達機関が「平成26年度政府調達予定案件報告書」の公示において本件調達を記載していないことは、何ら違法ではない。

6 専門性が高い本件政府調達において技術審査委員会に関係調達機関外部のものが加わっていないことは、改正協定第4条第4項に違反するかという点について

(1) 苦情申立人の主張 I

ア 経済産業省が公表している「総合評価落札方式ガイドブック」においても「専門性が高い事業については外部評価委員会を活用」としているところ、本件政府調達における技術審査委員会は関係調達機関内部のものだけで構成されていた。関係調達機関は保険事業を営むものであり、モバイル決済端末機の導入及び保守について専門としているものではない。本件政府調達のような専門性の高い事業については、改正協定第4条が透明性・公平性を要求し、「腐敗した慣行の防止」を掲げていることから、当然に本件技術審査委員会に社外の委員が加わるべきであった。

(2) 関係調達機関の主張 I

ア 改正協定第4条は、本件調達のような場合において提案書の審査に社外委員の関与を求めるものではない。苦情申立人が根拠とする経済産業省のガイドブックや同省の事例は、調査事業や研究開発等の調達に関するものである。

イ 本件調達は、単なる物品及びその保守の調達であって、調査事業や研究開発等とは性質が大きく異なる。また、調

査の対象となるモバイル決済端末も、多くの事業会社において広く利用されており、関係調達機関もこれまで利用してきた機器であって、その性能等の評価にあたって社外の専門家の意見を仰ぐほどの高度な専門性を要するものでもない。さらに、関係調達機関は社内において、電気通信機器を含む各種システムの運用等を専門に行うシステム企画部を組織しており、本件調達における提案書の審査にも同部が加わっている。その他、本件調達における提案書の審査において、透明性・公平性が害されたという事情は存在しない。したがって、苦情申立人による改正協定第4条違反の主張は誤りである。

(3) 苦情申立人の主張Ⅱ

ア 関係調達機関の主張は、以下の点で誤っている。決済端末自体に通信カードを装着する自立型のモバイル決済端末は既に市場に存在し、既知の事実と技術である。しかしタブレット連動型のモバイル決済装置については、まだ苦情申立人及びD社以外には市場での大きな販売実績がなく、評価する側にとっても新技術の塊の製品であり、旧来型のモバイル決済端末と同列に評価できる製品ではない。本件調達の対象となる物品は、その開発、供給には高度の専門性を要する。

イ 「関係調達機関もこれまで利用してきた機器」というのは落札者の製品であると考えられる。しかしながら、この端末は、タブレット連動型ではなく端末自身に通信カードを装着して自立型で動作するものであり、タブレット端末との接続・連携が要求される本件調達の対象とは必要とな

る要素技術に大きな違いが存在するものである。よって本件調達には専門技術・知見を持つ外部の専門家を評価委員に入れる必要性があった。

(4) 関係調達機関の主張Ⅱ

ア 苦情申立人は、あたかも、Bluetoothによりタブレット端末と連動するタイプのモバイル決済端末機は技術的な新規性が極めて高いかのごとく主張するが、誤りである。タブレット端末との連動については、関係調達機関の現行製品においても既に行われている。またBluetoothによるデータ連動も、現在では広く一般に用いられている技術であって、何ら新規性の高い技術ではない。

7 本件調達は落札者の製品を念頭においての調達であり、改正協定第4条第4項及び第10条第5項に違反するのではないかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 本件調達は落札者製品のスペックに合わせて行われたのではないかという疑念を抱いている。

- ① 「プッシュキー16キー以上を有すること「(ファンクションキー) 3キー以上」は必要性のない要求であり、一般的でもないが、落札者製品は満たしている。
- ② 機能要求の中には「訂正キー、確定キーは点字対応していること」との項目がある。決裁端末で点字対応は極めて珍しく、決済装置の世界大手のE社、これに次ぐF社及びG社の製品を調査したところ、これらの各機種も対応していないが、落札者製品はこれに対応している。

- ③ 関係調達機関のプレスリリース及びその付属資料をみると、関係調達機関は平成17年から落札者の製品を導入しており、明らかにこの製品を用いた関係調達機関のデータセンターはH社により導入されている（平成17年2月27日のH社のプレスリリースの「H社がかんぽ生命向けキャッシュレスサービスシステムを構築」の図に掲載されているのは明らかに関係調達機関が2009年に導入した落札者の決済端末である。）。
- ④ 関係調達機関の平成24年3月12日の落札案件には「モバイル決済端末機5,427個の保守」が存在し、I社が落札している（この社は、平成25年3月に、落札者の一部であるJ社になっている。）。
- ⑤ そのほか、H社は落札者製品とタブレット端末を連動させたサービスを発表し（平成24年12月14日プレスリリース）、落札者とH社が落札者製品を共同で開発したことが明記されている（平成24年12月14日付記事）。
- ⑥ なお、H社は「かんぽ総合情報システムのシステム開発の委託」「同システム保守の委託」を落札している。H社及び落札者としては、本件調達で落札者製品を落札させたいという強いインセンティブを有する。

イ 貴委員会におかれては、落札者製品のスペックを、落札者より入手するなどして、詳細に調査されたい。これと、本件調達の各要件と照らしあわせて、明らかに落札者製品しか満たせないような調達であったとすれば、本件調達は透明性もなく、公正な方法も欠いた、違法なものである（改正協定第4条第4項）ばかりか、事前に、競争を妨げる効果を有する「助言」を得ていたのではないかという疑念も生ず

る（改正協定第10条第5項）。

第4 提出資料

1 苦情申立人

平成26年7月17日付け	政府調達苦情申立書
平成26年7月22日付け	政府調達苦情申立申請補足説明
平成26年8月8日付け	政府調達苦情申立申請補足説明 (2)
平成26年8月8日付け	苦情の内容に関する公聴会のための 意見
平成26年8月19日付け	平成26年8月8日付「苦情の内容 に関する公聴会のための意見」に ついて
平成26年8月27日付け	意見陳述書

2 関係調達機関

平成26年7月28日付け	意見書
平成26年7月31日付け	報告書
平成26年8月5日付け	報告書
平成26年8月22日付け	意見書兼報告書
平成26年8月27日付け	意見陳述書

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成26年7月17日付け本件申立てについて、同月29日受理し、同月30日本件申立てを受理した旨公示した。

平成26年8月19日に委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過

第1回 平成26年8月19日

第2回 平成26年9月2日

(苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。
専門委員及び有識者の意見聴取を行った。)

第3回 平成26年9月29日

第6 委員会の判断

1 改正協定の適用について

関係調達機関は、協定付属書 I 付表 3 の 1 A 群に掲げる機関「日本郵政公社を承継した機関」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件調達は、13 万特別引出権を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、改正協定第 3 条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

(1) 苦情申立ての時期について

処理手続 5. (1) によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる」とされている。以下、個別に検討する。

ア 技術仕様を含む入札説明書に係る問題について

苦情申立人は平成 26 年 6 月 13 日に提案書等を提出し、

同月 26 日に技術審査結果の不合格理由について説明を求めていることから、遅くとも同月 26 日には、技術仕様を含む入札説明書に係る苦情の原因となった事実を合理的に知り得たと考えられる。

次に、平成 26 年 6 月 26 日から本件苦情申立てが行われた同年 7 月 17 日までの期間が 10 日以内であるといえるかについて検討する。

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」（平成 11 年 1 月 11 日政府調達苦情処理推進会議決定）1.（3）の規定に基づき、当事者間の協議に要した期間は苦情申立期間から除外される。

この点、苦情申立人は、平成 26 年 6 月 24 日に関係調達機関から技術審査の評価結果が不合格である旨の通知を受けたことを踏まえ、同月 26 日に不合格理由の説明を求めた。これは技術審査の不合格理由の回答要求ではあるものの、本件調達の問題点を指摘してその解決を求めていたと思われる。よって、実質的には協議の要請とみなすことが適当であることから、協議の開始日は平成 26 年 6 月 26 日と解すべきである。そして、平成 26 年 6 月 26 日以降、苦情申立人の抗議書面の提出やそれに対する関係調達機関の回答など双方に継続してやりとりがあったことを総合して判断すると、継続して協議が行われていたといえる。協議期間については、関係調達機関と苦情申立人とが最後直接面会を行った平成 26 年 7 月 18 日をもって、双方の協議は打ち切られたものといえる。

したがって、平成 26 年 6 月 26 日からの期間のうち、同月 26 日から同年 7 月 18 日の期間を協議に要した期間として

除外すると、同年6月26日から10日以内に当たる同年7月17日に本件苦情申立てが行われていると認定できることから、本件苦情申立ては苦情申立てができる期間を徒過していないため、処理手続5.(3)①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

なお、入札説明書の「総合評価の方法」に記載の瑕疵があったことについて、関係調達機関は平成26年6月初旬に苦情申立人からの問い合わせに回答したことをもって、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たと主張している。そして、その際、苦情申立人も一度は回答に対して納得しており、その後の協議においても特段協議内容になっていないことから、平成26年7月17日の苦情申立て時点では、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から既に10日を経過している。

しかし、入札説明書に記載する総合評価の得点計算方法に瑕疵があったにもかかわらず、入札説明書の訂正手続きがとられなかったことは、改正協定第10条第7項及び第11項、措置第Ⅲ章7.4及び8.4(8)に明白に違反すると言える。(詳細は後述4で検討)

したがって、処理手続5.(5)「苦情が遅れて申し立てられた場合であっても正当な理由があると認めるときには、当該申立てを受理することができる」に基づき、透明性、公正性及び競争性の高い公共調達の実現という委員会の目的に照らし、本主張についても委員会として受理する。

イ 関係調達機関の「平成26年度政府調達予定案件報告書」への本件調達の掲載について

関係調達機関は報告書を公示していることからすれば、苦情申立人が本件調達を認識して「平成 26 年度政府調達予定案件報告書」等を提出した平成 26 年 6 月 13 日までには、遅くとも「平成 26 年度政府調達予定案件報告書」に本件調達が掲載されていなかったことを知り得たと解される。また、その後の苦情申立人と関係調達機関とのやりとりの中でも特段問題になっていない。

よって、協議による除外期間を勘案しても、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から既に 10 日経過しており、処理手続 5. (3) ①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当する。

ウ 技術審査委員会において外部有識者等が関与しなかったことについて

苦情申立人が本件調達について関係調達機関内部のもののみで構成されていたことを知ったのは、関係調達機関から不合格結果の説明があった平成 26 年 7 月 8 日であると考えられる。

よって、協議による除外期間を勘案すれば、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から 10 日以内といえるため、処理手続 5. (3) ①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

エ 平成 26 年 8 月 8 日付け「政府調達苦情申立補足説明 (2)」(以下、「申立補足説明 (2)」という。)で新たに追加された主張について

申立補足説明 (2) で追加的に主張された質量, キー

数, Bluetooth のバージョン, 液晶の表示方法に係る苦情申立人の主張については, 他の技術仕様と同様に, 遅くとも平成 26 年 6 月 26 日には, 技術仕様を含む入札説明書に係る苦情の原因となった事実を合理的に知り得たと考えるのが相当である。

したがって, 協議による除外期間を勘案しても, 苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から既に 10 日経過しており, 処理手続 5. (3) ①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当する。

次に, 落札者製品を念頭においての調達が行われたのではないかという疑念を抱いた日については, 苦情申立人が苦情の原因となった事実を知り得たのは, 平成 26 年 7 月 22 日の落札公示が行われた日と考えるのが相当である。

したがって, 苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から既に 10 日経過しており, 処理手続 5.

(3) ①にある「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当する。

(2) 軽微又は無意味な場合に該当するかについて

処理手続 5. (3) ③によれば, 苦情申立てが「軽微又は無意味な場合」に該当する場合には, 苦情申立てを却下できると規定している。

ここでいう「軽微な場合」とは, 違反の程度が軽微であり, 調達に与える影響も軽微である場合をいい, 「無意味な場合」とは, 災害時における緊急の調達のため契約履行が既に終了しており, 原状回復が不可能な場合など苦情申立人に申立ての利益がない場合をいう。

この点、本件苦情申立ては、技術審査の合格を改正協定等に違反する手続によって不合格にされたということに端を発していることから、違反の程度及び調達に与える影響が軽微であるということとはできない。また、製品の第1回目の納入期限は平成26年12月19日であり、契約履行は終了していないため、無意味な場合にも該当しない。

よって、却下事由を定める処理手続5.(3)③の「軽微又は無意味な場合」には該当しないとみるのが相当であり、本件苦情申立ては、処理手続の規定に則って、適法に行われたものである。

- 3 仕様書における機能要求の各項目は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすもの、性能基準を規定するために必要最低限の技術仕様ではなく必須でない特徴を要求するもの、あるいは供給者に対して障壁を設けるものであるかについて

改正協定第10条第1項は、調達機関は、「国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適応してはならない」と規定している。

また、措置第Ⅲ章6.2は、調達機関は、「性能基準を規定するために必要最低限の詳細を記した技術仕様を作成」し、「性能基準に必須でない特徴は要求しない」と規定している。なお、ここでいう「必要最低限」とは、性能基準を規定するために最小限の詳細を記した技術仕様を作成することをいう。

さらに、措置第Ⅲ章6.3は、調達機関は、「いかなる供給者に対しても障壁を設ける意図をもって、技術仕様を立案、制定又は適応しない」と規定している。

仕様書の求める機能要求について、本件に係る技術に関する専門的知見を有する委員会の専門委員及び有識者へのヒヤリングも踏まえると、機能要求のいずれの項目も、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすもの、性能基準を規定するために必要最低限の技術仕様ではなく必須でない特徴を要求するもの、あるいは供給者に対して障壁を設けるものと明確に認定することはできず、直ちに同規定に違反すると判断することは相当ではない。

4 入札説明書の「総合評価の方法」の点数計算の記述の瑕疵について

(1) 改正協定第10条第11項 (a) に違反するかについて

苦情申立人の主張する、入札説明書の「総合評価の方法」の点数計算の記述の誤記に関し、改定協定等に基づく入札説明書の訂正手続きをとっていたかが問題になる。

関係調達機関は、平成26年6月初旬に苦情申立人からの問い合わせを受け、苦情申立人及び同年5月12日の入札説明会の参加者に説明を行い、自社ホームページに掲載していた入札説明書を速やかに修正後のものに差し替えている。

しかし、本件の記述の誤りは、供給者に対して、性能等の評価得点と入札金額の得点比率が3：1であるか、1：1であるかという誤解を生じさせるばかりではなく、役務等の契約において総合評価落札方式を採る場合には、技術点と価格点の割合は3：1ないし2：1に設定されるのが一般的であるという実情をもあわせて考えると、軽微な誤記と整理して、主張を一蹴することはできず、平成26年6月初旬の入札説明書の修正によって初めて入札説明書の内容が確定されたというべきである。

改正協定第10条第11項 (a) は、調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者への書面の送付を義務付けているとともに、その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法での書面の送付を義務付けているが、関係調達機関はこの義務を果たしていない。よって、改正協定第10条第11項 (a) に違反する。

なお、入札金額の得点の計算式についても、「入札金額の配点」というように書くべきところを「性能等の配点の合計」と記載したまま訂正されていないということも指摘できる。

(2) 措置第Ⅲ章 7. 4 に違反するかについて

措置第Ⅲ章 7. 4 は、「入札公告から入札受領期限までの間に、公告内容を修正する場合には、修正した内容を速やかに官報に公示」することを定めており、前記 4 (1) での検討を踏まえれば、本条項にも違反する。

(3) 改正協定第10条第7項 (c) に違反するかについて

改正協定第10条第7項 (c) は、入札説明書に対して「落札に際し調達機関が適用する全ての評価基準及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性」を含む「完全な説明」を要求している。即ち、本条項は、原則として、入札説明書の記載だけをもって供給者が有効な入札書を提出できるようにすることを求めていると解される。

したがって、入札説明書の「総合評価の方法」の点数計算の重要な部分に瑕疵がある場合には、供給者に誤解を与え、供給者に

誤った認識を与える可能性が高いことから、本条項にいう「完全な説明」を欠いていたといえる。

前記4（1）の検討結果を踏まえれば、本件は重要な部分の瑕疵であるといえるため、改正協定第10条第7項（c）に違反する。

（4）措置第Ⅲ章8.4（8）に違反するかについて

措置第Ⅲ章8.4（8）は「落札決定に際しての全ての基準」に関する情報を含む「供給者が有効な入札を行うために必要なすべての情報」が入札説明書に記載されることを求めている。

本規定は、改正協定第10条第7項（c）と同趣旨のものと解されるため、前記4（3）での検討結果と同じく、措置第Ⅲ章8.4（8）違反といえる。

5 本件調達仕様書に定める要件が、改正協定第10条第7項等の求める要件を満たしていたかについて

苦情申立人は、技術仕様の内容について改正協定第10条第7項違反は主張していないが、委員会としては、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするとの観点から、改正協定第10条第7項（a）及び措置第Ⅲ章8.4（7）違反の有無に関しても検討を加えることとした。

（1）改正協定第10条第7項（a）に違反するかについて

改正協定第10条第7項（a）は、入札説明書に対して、それぞれ、「調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）」についての「完全な説明」を要求している。

ここで、本条項は、供給者の利益を考慮するばかりでなく、入札説明書の記載が不十分なことによって本来供給を行うことが可能な者の応札意欲を損なわせるようなことがあってはならないとの趣旨から定められたものである。ただし、関係調達機関が、入札説明書において、「完全な説明」を意図して記載したとしても、入札説明書自体では「完全な説明」になっていない場合もあり得る。その場合には、要求される物品等の性質によって、関係調達機関が追加的に説明するという対応を行うこともやむを得ないと考えられる場合があり得るが、それはあくまで例外的な措置と位置付けられるべきものであり、基本的には入札説明書に必要な要件の詳細をできる限り丁寧に示す必要があるといえる。

こうした点を踏まえて検討すれば、入札説明書を構成する仕様書には技術仕様等の情報が十分に記載されていなかったと言わざるを得ないにもかかわらず、本件調達について苦情申立人が提案書等を提出した後、関係調達機関は苦情申立人に対して提案書等の補充を一切認めていない。

したがって、本件調達の入札説明書を構成する仕様書に定める要件は、改正協定第10条第7項(a)の求める「完全な説明」の要件を満たしていない。より具体的には、少なくとも以下の点で「完全な説明」の要件を満たしていなかったものと考えられる。

ア 本件調達はモバイル決済端末機（ハードウェア）の調達を目的とするものであるが、関係調達機関で開発するモバイル決済端末機に搭載するソフトウェアの仕様に関する情報を要求定義書に示すべきだった。

イ 関係調達機関は、苦情申立人の提案書等において、カスタ

マイズされた製品の性能等が要求要件を満たすことをどのように検証するか確認をとれなかったことや具体的な作業工程の記載が無かったことといったカスタマイズに係る具体的な記載が無かったことを技術審査結果の不合格理由としてあげているが、そうであるならば、仕様書においてカスタマイズされた製品の性能等の検証方法及び作業工程を記載すべきだった。

ウ 疎通確認テストについて、提案書等提出後に関係調達機関が苦情申立人に敢えて問合せを行っていることを踏まえれば、仕様書において当該テスト条件等についても記載しておくべきだった。

エ 関係調達機関は、コールセンターと保守点検センターの委託先及び両業者間の連携体制に問題があり、保守の履行可能性が不明確であったことを不合格理由としているが、そうであるならば、仕様書において、予想されるコールセンターへの連絡頻度等の業務量について、どの程度の保守体制が要求されているのかということ（保守費用の算定に資する情報）をより詳細に記載すべきだった。

(2) 措置第Ⅲ章 8.4 (7) に違反するかについて

措置第Ⅲ章 8.4 (7) は「要求される製品又はサービス及びこれに関する要件についての完全な説明（技術仕様、適合性の証明、必要な設計図、図案及び解説資料を含む）」に関する情報を含む「供給者が有効な入札を行うために必要なすべての情報」が入札説明書に記載されることを求めている。

本規定は、改正協定第10条第7項 (a) と同趣旨のものと解されるため、前記 5 (1) での検討結果と同じく、措置第Ⅲ章 8.4

(7) 違反といえる。

6 入札説明書適合性判断の誤りについて

苦情申立人は、本件調達が入札説明書適合性判断を誤っており、改正協定第15条第4項に違反すると主張している。しかし、本条項は、供給者が提出する入札書の在り方を規定しており、関係調達機関の調達手続について定めているものではない。

加えて、委員会は、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を行うこととされており、苦情処理の対象範囲は専ら政府調達手続に関する事項となっている。したがって、入札説明書適合性の判断については、原則として、委員会の検討対象とはならない。

以上を踏まえれば、苦情申立人の主張は採用できない。

7 技術審査委員会に外部の専門家を加えていなかったことが、改正協定第4条第4項に違反するかについて

改正協定は、第4条第4項(b)及び(c)において、「透明性のある、かつ公平な方法」による調達を確保するために、「利益相反を回避すること」及び「腐敗した慣行を防止すること」を要件として列挙しているが、これは、技術審査委員会が特定の企業に著しく有利になるような構成となっているなどの事情がある場合に当該条項違反を問うことができるとの趣旨であり、専門性の程度は当該条項では考慮されない。

一方で、本件調達における技術審査委員会は、関係調達機関の社員から構成されており、特定の企業に著しく有利になっているということはできない。

以上を踏まえると、技術審査委員会に外部の専門家を加えていなかったことは、改正協定第4条第4項に違反するとまではいえない。

8 結論

以上の検討を踏まえると、入札説明書の「総合評価の方法」の点数計算の記述の瑕疵について、十分に入札説明書の訂正手続がとられなかったことは、改正協定第10条第11項(a)、措置第Ⅲ章7.4、改正協定第10条第7項(c)、措置第Ⅲ章8.4(8)に違反する。また、入札説明書を構成する仕様書に定める要件についての説明が不十分であったことは、改正協定第10条第7項(a)、措置第Ⅲ章8.4(7)に違反する。そのため、委員会としては、関係調達機関に対して、その是正を求める必要がある。

よって、委員会は、処理手続6.(2)に基づき、関係調達機関が本件の「契約を破棄する」こと及び入札説明書の総合評価の点数計算の方法を正しく記載するとともに、求めている技術仕様や保守内容等について入札説明書において完全に説明した上で、「新たに調達手続を行う」ことを提案する。

平成26年10月10日

政府調達苦情検討委員会

委員長代理 小 泉 淑 子

委員 有 川 博

委員 磯 部 力

委員 大 橋 真由美

委員 小 幡 純 子

検委事第13号

提 案 書

「政府調達に関する苦情の処理手続」6.(2)に基づき、関係調達機関株式会社かんぽ生命保険が「契約を破棄する」こと及び入札説明書の総合評価の点数計算の方法を正しく記載するとともに、求めている技術仕様や保守内容等について入札説明書において完全に説明した上で、「新たに調達手続を行う」ことを提案する。

平成26年10月10日

政府調達苦情検討委員会

委員長代理 小 泉 淑 子

委員 有 川 博

委員 磯 部 力

委員 大 橋 真由美

委員 小 幡 純 子